

第2回「舞鶴市特別職報酬等審議会」議事録

1. 会議名 舞鶴市特別職報酬等審議会
2. 開催日時 令和6年2月14日（水）10時00分～11時00分
3. 開催場所 舞鶴市役所 別館5階 中会議室
4. 出席者 (1) 審議会委員
川端 隆一 会長、福本 清 会長代理、伊庭 節子 委員、
小西 剛 委員、田仲 宏介 委員、藤澤 重子 委員、
保田 信三 委員
(2) 市長及び事務局
桑垣市長公室長、芦田次長、松本人事課長、
柳橋人事課給与・福利厚生係長
5. 内 容 以下のとおり
 - (1) 第1回審議会の議事録
別紙のとおり
 - (2) 資料説明
 - <給料、副市長、教育長の給料に関する資料>
 - ・ 京都府内14市の市長、副市長、教育長の給料・手当の状況
 - ・ 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例
 - ・ 舞鶴市教育長の給与等に関する条例
 - ・ 舞鶴市の特別職の職員で常勤のもの退職手当に関する条例
 - ・ 人口・財政規模等類似する地方公共団体の市長、副市長、教育長の給料
 - ・ 本市と人口・財政規模等類似する京都府内の地方公共団体の市長、副市長、教育長の給料
 - ・ 消費者物価指数の推移
 - ・ 京都府の最低賃金の推移
 - ・ 人事院勧告概要
 - ・ 本市の市長、副市長、教育長と一般職部長級の給与等の比較
 - <行政委員会等委員の報酬に関する資料>
 - ・ 京都府内の地方公共団体の報酬額一覧

- ・舞鶴市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- ・舞鶴市の附属機関の構成員等及び顧問、参与、調査員、嘱託員等の報酬額及び旅費等級を定める規則

(3) 審議

会 長 本日は市長、副市長、教育長の給料額について議論いただき、結論をまとめていきたい。その後、行政委員会等の委員報酬について委員の皆様のご意見を伺いたい。

①市長、副市長、教育長の給料額

A 委員 減額措置をしている市について、その内容は？

事務局 本市では鴨田市長が 3 割の減額措置をしている。他市についても財政状況や各市長の政治信条などの理由で減額措置をされているものと認識している。

E 委員 特別職の任期内の年収を人口割して他市と比較してみたが、本市はほぼ平均的なところであり、給料額を上げる理由も下げる理由も思いつかない。

C 委員 本市の特別職の給料額については他市と比較しても平均的なところであり、概ね妥当と考える。今民間では、春闘に向けて非常に賃上げムードがある。春闘の結果を見てからまた検討するというのが、説得力があると思う。現状維持でよい。

会 長 物価指数を見ても今は非常に微妙な時期で、2～3 年後に再度検討する必要があるように思う。
民間と比較して、市長は代表者ランク、副市長、教育長は常務クラスに匹敵しているとする、民間とほぼ横並びという印象を受け、現在の給料額で適正と考える。

D 委員 物価指数は上がっているが、舞鶴市単体でいうと、人口が増えているわけでも税収が上がっているわけでもなく、舞鶴市を一つの会社と見るのであれば、特に業績が上向いている項目はほぼないはずなので、増額する理由はあまりないと感じる。逆に下げる理由はあるかと思うが、他の委員が言われたように、「高い給料を払って優秀な人材を」という部分には私も納得ができるので、下げる必要もない。

F 委員 現在市長は減額措置をとっておられるので、ここで上げるか下げるかの議論をすることは不向きではないかと考える。

会 長 将来的には、物価の動向を見ていかないといけないが、現時点では市長、副市長、教育長の給料は現状維持と結論付けてよいか。

全委員 異議なし

②行政委員及び附属機関の構成員の報酬について

会 長 監査委員の報酬額が他市と比較して高い理由は？

事務局 月額で比較すると他市との乖離があるが、これは他市に比べ活動日数が非常に多くなっているためであり、日額換算すると、平均的な額であり、均衡がとれている。

B委員 月額4万5千円の監査委員はどのような業務をされているのか。

事務局 議会選出の監査委員であり、活動日数としては少ないが、代表監査委員と同様に、市の行財政がしっかり運営できているかというところを、責任を持って確認いただいている。

F委員 現在、議員と副議長の報酬の差が4万円だが、監査委員を兼ねる議員は4万5千円上積みされることとなる。副議長よりも重責ということか。

事務局 あくまで市議会議員としての職務の範囲内で、副議長という職責を担われることに対する対価が4万円であって、監査委員報酬は、議会活動とは別の市の業務を担われる分の対価のため、比較の対象にはならないと考える。

A委員 固定資産評価審査委員会の報酬（日額1万2900円）について、拘束時間が短い場合は半額にするなどした方がよいのではないか。また、委員会によって相当額に差があるが、基準はあるのか。

事務局 会議に出席いただき議決いただくという職責を考え、日額設定のものは日額のままとしている。年額や月額としている附属機関等もあるが、基本は日額設定というのが、国も示しているところであり、前回の改正で公平委員も日額に設定し直したところ。府内の他市町村の状況や過去からの経過を踏まえたものであり、明確な基準はない。

会 長 日額については、年間の平均的な活動時間数で決めるなど、一定基準

をもたれたらよいかと思う。

投票管理者の報酬について、最低賃金を下回るのでは？拘束時間が長く、高齢化もあり町内の人選が大変になってきている。

事務局 一定職責を持ってその職務に当たっていただいているというところで、労働的な対価での最低賃金という考え方は少し異なると捉えている。

A委員 開票所の立会人、管理人は拘束時間が長く本当に大変。報酬額については、国に従っているのでは何とも言えないが。

事務局 拘束時間については課題認識しており、選挙管理委員会でも先進事例などの情報を収集し検討しているところ。

D委員 公平委員会委員の月の活動日数は？

事務局 事案がなければ、年1回の開催となることも多々ある。事案が起こった場合には集中的に回数が増えることとなる。

会 長 現在の報酬額については、「異論なし」、日額決定の基準については何かの時には明示できるようにしておく、ということで委員会の意見としてよいか。よければ、この内容で答申案を作成し、3月1日に市長に答申する流れで行きたい。

全委員 異議なし

事務局 本日いただいた意見を踏まえ、答申案を会長と調整し、3月1日に委員の皆様へ最終確認をいただきたい。